

東京プリンシパル証券株式会社に対する行政処分について

東京プリンシパル証券株式会社（以下「当社」という。）は、平成 19 年 1 月 11 日、公告等適法な手続により顧客への周知を図ることなく、臨時株主総会において証券業の廃止を決定し、同日付でその旨の届出を行った。

当該行為は、投資者が不測の損害を受けることのないよう規定された証券取引法第 55 条第 3 項に違反しており、また、当社の役員は法令遵守に係る基本的認識を欠いており、会社としての法令遵守態勢にも著しい不備があると認められる。

以上のことから、本日、当社に対し、下記の行政処分を行った。

（1）証券取引法第 56 条第 1 項の規定に基づく業務改善命令

1. 今般の、証券取引法第 55 条第 3 項に定める公告をすることなく証券業の廃止を行ったという法令違反行為について、その発生原因及び責任の所在を明確化すること。
 2. 会社財産を不当に費消する行為を行わないこと。なお、会社財産を処分する場合は、その都度、当局の了解を得ること。
 3. 顧客取引を結了するため顧客に対する適切な対応を行うこと。
 4. 業務の廃止及び上記 1～3 の業務改善命令について、店頭及びホームページに表示する等、顧客への周知徹底を適切に行うこと。
- 上記について、その対応状況を平成 19 年 1 月 15 日（月）までに書面で報告すること。

（2）金融先物取引業の登録の取り消し

当社の行為は、当社の役員が法令遵守に係る基本的認識を欠いており、また、会社としての法令遵守態勢に著しい不備があることに起因していると認められることから、当社は、金融先物取引法第 59 条第 1 項第 13 号に規定する「金融先物取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない法人」と認められる。

よって、平成 19 年 1 月 12 日付けで、金融先物取引法第 87 条第 1 項第 1 号の規定に基づき金融先物取引業の登録を取り消した。

連絡・問い合わせ先

関東財務局 理財部証券監督課

048-600-1111（代表）

内線 3323、3419